

令和2年4月6日

東京都知事

小池 百合子 様

東京都議会自由民主党  
幹事長 鈴木 章 浩  
(緊急対策チーム座長)

## 東京都緊急事態措置について（前文）

新型コロナウイルス感染症は、今や都内において感染者は1,000名を超えた。すでに医療現場は過酷さを極め、深刻な状態が続いている。地域経済も依然先行き不透明であり、長期化すれば倒産や失業が相次ぐことが危惧される。こうした思いから、都議会自民党では、1月より11回に渡り、要望・提言を繰り返してきた。

3月13日には特措法が改正された。すでに本部も立ち上がり、知事は特措法第24条を根拠として、感染抑制のために各所へ具体的な要請ができる権限を行使できる立場にある。しかし、都の対応の遅れは際立ち、連日100名を超える感染者が増加している。中でも感染経路不明者が約7割という事態は、国への責任転嫁に終始するばかりで、知事による危機管理が不十分であった事実を明確に示している。

国の特措法に基づく緊急事態宣言の発出がすでに準備されているが、首都を守る責任を果たすべく、即応性と実効性のある自粛活動となるよう強く求める。また、都民・事業者に各種社会活動の自粛を強く要望する以上、知事も決意と覚悟を示すべきである。今待たれるのは、国ではなく、小池知事の決断である。

緊急事態宣言は万能ではない。都民・事業者に対し多大な負担をかけるものである。新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するため、実効性のある態勢を構築すること。同時に、都民の不安と事業者の負担軽減についても、セツトで実行するよう求める。なお、この重大局面においては都政一丸となって「見えざる敵」と対峙しなければならない。都議会とこれまで以上に綿密なコンセンサスを図ることを都議会自民党として強く要望する。

## 東京都緊急事態措置（提言）

（外出自粛について）

- ・都民・事業者に対し、自粛期間中については安全性が確保されるまで、休日および平日についても不要不急の外出自粛を順守するよう、知事自らの声で改めて都民に対して強く訴えること。
- ・緊急事態宣言後も、都民生活の安定性を維持するために継続する事業（スーパー小売業等）、公共交通機関、福祉施設などの従事者に対しては、マスクや消毒液を優先的に配布するなどの配慮に努めること。

（日常生活の維持）

- ・都民が過度な不安に陥ることがないように、わかりやすい情報発信を提供するとともに、自粛要請期間中の生活についてのガイドラインを明確に示すこと。
- ・期間中においては、不要不急の外出は控えていただくが、公共交通は引き続き堅持され、移動の制限がないことを明確に伝えること。
- ・在庫量の急減は、都民の心理的不安を煽ることになる。製造・生産体制が引き続き供給態勢を継続できるよう、都としても支援すること。

（風評被害）

- ・正しい情報を適宜適切に提供し、風評被害の防止に努めること。
- ・コロナでの緊急事態宣言を契機に、悪質な消費者被害や便乗商法の横行が想定される。都民に注意喚起を呼びかけるとともに、悪質な事業者に対しては厳格な指導処分を実施すること。
- ・情報提供の際は、特定の事業者の経済活動が阻害されないよう、十分に配慮した丁寧な発信を心掛けること。

（行政機関の営業）

- ・自粛要請期間中は、都をはじめ区市町村の窓口への相談、問い合わせが殺到することが想定される。開閉日時についても区市町村と連携を図り、都民の不

安を払しょくできるよう万全の態勢を講じること。

(事業者への経済支援)

- ・即効性のある大型の緊急対策を速やかに講じること。家賃暫定値下げ・納税猶予、買掛金支援など即効性のある経済補償について、きめ細かなメニューを用意すること。
- ・職員の休業補償や事業収入の減少に応じた雇用調整助成金などの補償制度や各種助成金の拡充を実行すること。同時に、申請手続きの簡素化、迅速化を進めること。
- ・業界独自の新型コロナウイルス対策に係る経費については、支援を速やかに実行すること。
- ・自粛に伴い、事業継続が困難な中堅・中小規模事業者に対しては、長期化も見据えて、必要十分な給付金を速やかに執行すること。

(経済支援策等の財源)

- ・不要不急の事業の見直しによる捻出を急ぎ、都の独自支援や上乘せを積極的に講じるための原資とする。
- ・偏在是正措置による都収入からの拠出を一定期間据え置くよう、国に強く要請すること。

(保健所・区市町村支援)

- ・保健所はすでにキャパシティを超えており、検査体制にも支障が生じている。人材補充をはじめ、各種支援を早急に講じる必要がある。
- ・同様に、区市町村でもすでに人材不足が顕著になっている。都は更なる補充を早急に行うこと。
- ・財政的体力が脆弱な町村においては、この間の対応によって費用負担が嵩み財政が逼迫している。速やかに支給を講じること。

(社会福祉施設の運営について)

- ・保育施設については、自粛期間においても、医療従事者、警察・消防関係者など、都民生活のライフラインとしての活動を継続している家庭もある。こうした家庭が困らないよう、区市町村と連携し対応すること。
- ・同様に、高齢者介護施設についても介護職員やサービス利用者の感染を防ぐべく、区市町村と連携し対応すること。
- ・上記事業者が事業の継続に必要な資機材（マスク・消毒液等）の補給を都が率先して支援すること。

(医療基盤の堅守)

- ・医療体制はすで逼迫しており、機能不全に陥ることが懸念されている。医療基盤を堅守すべく、医療資器材の確保、医療従事者のケア・医療機関への経営支援など、現場のあらゆる切実な声をいち早く実現させること。
- ・病床数拡大のため、ビジネスホテルを活用にあたっては、地元医師会との連携、施設内の衛生管理など、新たな感染源とならないよう注意を図ること。
- ・意欲と知見に富む医療従事者の OB については、積極的に活用し、医療体制の拡充を図ること。

(社会インフラ)

- ・安定した都民生活の基盤である、水道、下水道、公共交通等、社会インフラについては、その堅持に最大限の努力を図ること。
- ・当該の事業者については、災害対策および都民生活のインフラとの側面からも、新型コロナウイルスの対策を万全に講じたうえで作業が行えるよう、支援すること。
- ・なお、公共交通機関の規制実施に対しては、慎重に判断を行うこと。

(国に対する要望)

- ・中間納税については、沈静化するまでの一定期間猶予すること。
- ・自治体に対する緊急交付金については、各自治体の状況を鑑み都道府県に交付すること。
- ・感染拡大に伴う新たな災害派遣要請に備え、都の新型コロナウイルス対策本部と連絡を取れる態勢を敷いており、隊員を都にも連絡員として派遣されている。緊密に連携を図り、感染爆発時や医療崩壊を避けるための感染者の移動など事前に十分な想定を行うこと。
- ・都内感染拡大の抑止には、徹底した水際対策が欠かせない。海外に在留する法人も含め、機動的な水際対策を躊躇なく講じるよう要請すること。また、入国拒否対象地域から帰国した邦人に対して、空港における PCR 検査を確実に実施するなど検疫・検査体制を強化するよう、併せて要請すること。